神戸市外国語大学 学術情報リポジトリ

'World Federation' of Prof. Tsuruji Kotani

メタデータ	言語: jpn
	出版者:
	公開日: 1997-11-25
	キーワード (Ja):
	キーワード (En):
	作成者: 家, 正治, le, Masaji
	メールアドレス:
	所属:
URL	https://kobe-cufs.repo.nii.ac.jp/records/1722

This work is licensed under a Creative Commons Attribution-NonCommercial-ShareAlike 3.0 International License.



小谷鶴次教授の「世界連邦論」

家 正治

T

1995年10月30日に開催された第18回世界連邦日本大会で武者小路公秀明治学院大学教授が「国際連合から世界連邦へ」と題して基調講演を行った。その中で、同教授は、「国家は17世紀にヨーロッパで出現しました。その前の時代のヨーロッパは世界政府をもっていました。その世界政府があまり役に立たなかったので、国家というものを発明しました。その世界政府とは、神聖ローマ帝国やローマ・カトリック教会で、ヨーロッパ全体を取りしきっていました。その下に封建的な王や領主がいたのです」と述べている。そして、ヨーロッパでは国家をつくることにより世界政府の圧政をはねのけることができたこと、また世界政府をなくすことで近代世界ができ民主主義や人権という価値も手にすることができたことを指摘して、この意味で世界政府をつくることは必ずしも良いことではないと述べられる。

また、同教授は現在の世界の状況について以下のように分析される。「国連は、ソ連崩壊後、アメリカを中心として運営されており、世界政府に近づいています。冷戦後の世界は、宗教改革とルネッサンス直前のヨーロッパと似たところがあります。当時は神聖ローマ帝国皇帝が軍事的権力を握り、ローマ法王が宗教的権威を持っておりました。現在はアメリカが軍事的権力を持ち、思想的権威は国連が持っております。従ってクリントン大統領が神聖ローマ帝国皇帝、ガリ国連事務総長がローマ法王の役割を果たしているという見

^{(1)『}世界連邦新聞』1995年12月号 (第467号)。

方もできるかも知れません。」このような現状認識の下で、同教授は「世界政府」については基本的に反対であるが、「世界政府」については一定の条件、すなわち隣近所から始まって地方自治体、国家、地域、世界と下から積みあげていくことという条件をつけて賛同されている。

「グローバリゼーション」ともいわれるように国際社会の緊密化が進み、また国際連合をはじめとする国際機構の位置と役割に示されるように国際社会の組織化も進んでいる。さらに、冷戦終息以前には存在していた抑止としての旧ソ連をはじめとする東側諸国が崩壊し、ポスト冷戦時代において米国の存在は相対的に大きなものとなっている。武者小路教授の指摘のように述べることができるかどうかは置くとして、以上のような情況を前にして、従来のあまりにもコスモポリタン的な理想論であるとして十分な分析がなされていなかった「世界連邦論」についてまたその諸問題について考察することは今後の国際社会や国際関係を考える上で意義があるものと考える。

ところで、本小稿では1997年2月8日に逝去された国際法学者、小谷鶴次 広島大学名誉教授の「世界連邦論」に関する立論をとり上げてその問題点を 考察し、また一定の筆者の見解を述べたいと考えている。なお、同教授は世 界連邦広島県協議会の副会長や世界市民運動の日本支部長を務められ、1984 年には世界市民運動の「人民議会」(第7回)選挙に立候補され、議員の一 人として選出されるという実践家でもあられた。

П

今日,国際社会が緊密化し組織化してきたとはいえ,それを構成する基本 的単位は国家であることについてはウエストファリア会議の当時と同じであ る。最近国家の位置が低下しまた国家主義の弊害が指摘されるが,他方大国 に対して小国が独立を維持する上で国家主権の積極的な意義が見出されると

⁽²⁾ 前掲誌。

ころである。

ところで、この国家について小谷教授は、核兵器反対・戦争の放棄と関係して、「現実に地盤を確立している国家間における戦争を回避するには、もっと積極的な打開策を検討しなければならない。のみならず、戦争を引き起こす国家というものが問題なのであるから、人道的な個人的な人間本位の主張をこえて国家という主権的団体の弊害を追求していくという態度を推進しなければならない。これが真の世界連邦精神であり、この方面からの対策を用意しなければ世界連邦への本格的な関心はのびて行かない」と説かれている。そして、いかに民主主義の制度を採用している国家でも、国家として戦争に訴えようとするのは、たとえ自衛を理由とするにしても、国家でも、国家自身としての判断によるもので、その戦争が必ずしも一般国民の意向にかなうものとはいえないのが実情であるとして、教授は「この体制を打破して戦争に訴え得る主権国というものを御破算にしなければ、武力支配のない真の平和は訪れないわけである。それを目指すのが世界連邦なのである」と述べられる。

それでは国家はその存在自体が悪として問題なのであろうか。この点に関して、教授は「いかにも国家というものが悪者であるようにみえる。しかし、世界連邦というのも一つの国家なのである。国家というものが本当に悪者であるとすれば、世界連邦という国家を設けることも許されないはずである。それにもかかわらず、世界連邦自体に対しては、それを根本から悪者であると非難するような声は聞かれない」と説かれている。すなわち、教授によれば、「国家というものは、本来、人間集団の秩序ある生活を守るために必要なものとして成立してきたものである。いわば国内の平和を維持することを任務としているのである。このような国家がその任務を乱用したり拡大した

⁽³⁾ 例えばアフリカ統一機構憲章は、その目的の一つとして、「主権、領土保全及び独立を防衛すること」(第2条c) を掲げている。

⁽⁴⁾ 小谷鶴次『仙台・広島で平和を考える』晃洋書房, 1996年, 125頁。

⁽⁵⁾ 前掲書 65頁。

⁽⁶⁾ 小谷鶴次『海外事情から世界連邦へ』TOSHINDO出版サービス, 1985年, 146頁。

りしていることは事実であろうが、その基本的な任務としての平和維持機能は、現在においてもこれを容認せざるを得ないところである。つまり、国家というものは依然として存在理由があり、これを排除してしまうわけには行かないのである」。とされている。すなわち、国家が戦争を行うことが不正であるというときに、国家というものが悪者であるというのではなく、国家が2つ以上存在して対抗しあっているのがよろしくないといわれるわけである。

ところで、先ず問題となるのは、教授は世界連邦を目指す見解なのかそれとも世界政府を究極の目的とされておられるかということである。この点についての教授の見解は明快である。「現在の国家を見捨てて政界政府を造るというのでもない。現在すでに独自の旅券や貨幣を発行して世界政府を組織しようとしている運動がみられるが、それでは世界の統一を強調するあまり、その世界政府による独善的な施政が行なわれることになるおそれがあるばかりではなく、現在通用する旅券とは異なるものを活用しようとして現在の法律にそむくという面が現れてくる。」このような結果を生じないように、できるだけ現在の国家を生かし、ただ戦争ができないように世界を一つの国家にしようというのが教授の「世界連邦論」である。

なお、世界連邦あるいは世界政府にどれだけの権限を委ねるのかに関係して、ミニマリズム(最小限論)とマキシマリズム(最大限論)、それにその中間形態としてのミディアリズム(中間論)があった。ミニマリズムというのは、世界連邦(政府)に認める権限を戦争の防止に直接必要な範囲に限定し、それ以外の点については国家の権限に残そうとするものである。他方、マキシマリズムは恒久的な世界の平和を確立するためには、単に軍事的な事項だけに限らずに政治・経済・文化の広い範囲にわたった権限を世界連邦(政府)も認めようとするものである。

教授はこの点に係わって,「世界連邦の必要なことがいろいろな理由で叫

⁽⁷⁾前掲書『海外事情から世界連邦へ』14頁。

⁽⁸⁾ 前掲書『仙台・広島で平和を考える』61~62頁。

⁽⁹⁾ 田畑茂二郎『世界政府の思想』岩波書店、1950年、62~63頁。

ばれながら、そんなものは実現されないと認められている。例えば最近の環境破壊という事実をみて、その是正のために世界連邦が必要だといわれる。 軍事以外の面からの主張である。しかし、環境破壊は必ずしも人や国が故意に行っているものとは限らない。したがって、世界連邦を造ったからといって、環境破壊が絶滅してしまうわけではない。また、環境破壊を是正したからといって、国家の存立に直接影響してくるものではない。したがって、現在のように国家が対立しあっていても、環境破壊に対する是正が行えないというわけではない」と主張される。

ところで、教授によれば、戦争廃絶のために世界連邦を造らねばならぬという軍事面からの主張については事情は異なる、と説かれる。戦争というものが必ず人や国によって故意に起こされるものであるから、人や国が戦争を起こさないようにすれば戦争は絶滅されるはずであるとして、「したがって、戦争を廃絶するには、戦争を起こす可能性のある国家というものを清算してしまった世界連邦というものが、絶対に必要なことになってくるのである」と述べられ、戦争の防止という点から教授の見解はミニマリズムに立脚しておられるものと考えられる。もっとも、教授は、世界連邦の任務については現在の国際関係における平和を維持することが基本的な課題であるとしながらも、「なお、現在では国際連合等にとっては重荷と考えられそうな海底・宇宙・難局等の国家領域外に関する諸問題を含む、広範な環境問題が純世界的な任務を担当すべき世界連邦において特別に重要な課題とされなければならないであろう」と世界連邦が荷うべき新しい問題の出現についても指摘されている。

上述の問題と関連して、教授は各国の多様性と世界全体の統一性との均衡を計ることの必要性を強調される。「つまり、国家というものの必要性と人類の利益との間に均衡を計ろうとするのである。今まではせいぜい国家と国

⁽¹⁰⁾ 前掲書『海外事情から世界連邦へ』127頁。

⁽¹¹⁾ 前掲書『海外事情から世界連邦へ』128頁。

⁽¹²⁾ 前掲書『仙台・広島で平和を考える』128頁。

民との利益の均衡が考えられたのにすぎないが、世界連邦の構想では国家と人類全体との均衡が問題にされるのである。」。そして、このように世界連邦という仕組は均衡を重んじるものであるが、勢力均衡といわれるように同種の国力について均衡を計るのではなく、国家とか人類とか、法と力とか、むしろ別種のものについて均衡を計ろうとするものである。しかし、教授は、「同種のものの均衡は比較的達成しやすいものであるが、その反面、その均衡の破壊も生じやすいことが、とくに勢力均衡について歴史の示すところである。これに反して、異質のものの均衡は容易に計られないものでありながら、一たん生じたその均衡は簡単にはこわれないものであるということも、国内における国家と国民との均衡について歴史の教えるところである」と指摘されている。

以上のように教授の立論は現在の国家を完全に清算してしまうというものではない。この点について上記で引用したように、教授は「現在の国家を見捨てて世界政府を造ろうというものでもない。現在すでに独自の旅券や貨幣を発行して世界政府を組織しようとしている運動がみられるが、それでは世界の統一ということを強調するあまり、その世界政府による独善的な施政が行なわれることになるおそれがあるばかりでなく、現在通用する旅券とは異なるものを活用しようとして現在の法律にそむくという面が現れてくる」と言われる。世界政府の落ち入るかもしれない弊害の側面と法律との抵触について指摘されて、このような結果を生じないようにできるだけ現在の国家を生かし、ただ戦争ができないようにするのが世界連邦であると説かれるのである。

このように、教授は国家を生かしながら、戦争を起こす可能性のある主権 国家の対立ということを打破しなければならないとミニマリズムの立場に基 本的に立たれているが、ただ人権については以下のように述べられている。 「世界連邦の憲法であれば、連邦という点に着目して機構のことを主として

⁽¹³⁾ 前掲書『海外事情から世界連邦へ』151頁。

⁽¹⁴⁾ 前掲書『海外事情から世界連邦へ』151-152頁。

⁽¹⁵⁾ 前掲書『仙台・広島で平和を考える』61-62頁。

規定しておけばよい、と考えられるかも知れないが、世界連邦の憲法であれば、連邦という点に着目して機構のことを主として規定しておけばよい、と考えられるかも知れないが、世界連邦そのものが現在の国家権力を抑制して人間のため、人類のための機構をめざすものであるから、その基本原則として人権のことをある程度まで規定しておかなければならないはずである」とされる。ここでは「ある程度まで」とされているが、「平和のための人権」すなわち「人間が戦争にかりたてられないという人権」を意味し、世界連邦によってこそ人権が完成することになるとされる。

ところで、世界連邦を実現する手続については教授はどのように考えておられるか。世界連邦や世界政府を主張する人々が考えているものには次の2つの方向がある。1つは、現在の国際連合を改造して世界連邦(政府)を作ろうとするものであり、いま1つは国際連合と一応離れた別の基礎の上に新しく世界連邦(政府)を樹立していこうとするものである。教授は強大国が有利な地位を占めている現状のもとで、強大国がその地位を失うおそれのある人間本位の世界に転換することを容認するものであろうかと疑問を示され、「このように考えてくれば、国際連合を改造して世界連邦を樹立しようとする行き方は、決して容易なものではないことになる。権力者が支配している現在の国家をむしろあてにしないで、純真な人類の声を結集して世界連邦という目標の達成を計る方が効果的であるかも知れない」と述べられる。そして、「国際連合とは独立に世界連邦を建設しようとする人たちの間では、すでに世界の人民議会を想定して世界の各地から議員が選出され始めているという現状であるから、この方向を推進するように努めるべきでなかろうか。

⁽¹⁶⁾ 前掲書『海外事情から世界連邦へ』155-156頁。

⁽¹⁷⁾ 前掲書『仙台・広島で平和を考える』99頁。

⁽¹⁸⁾ 前掲書 100頁。

⁽¹⁹⁾ 田畑茂二郎, 前掲書120-136頁参照。

⁽²⁰⁾ 前掲書『海外事情から世界連邦へ』149-150頁。

⁽²¹⁾ この人民議会については『世界人民議会案内』(小谷鶴次訳) TOSHINDO出版サービス, 1987年参照。なお,小谷教授は1989年の第7回選挙で議員として選出されている。『世界人民 議会案内』23頁参照。

このような線にそって世界連邦運動を進めて行くことが、かえって平和への ための近道ではなかろうか。国際連合の改造に比べて、急がば廻れというわ けである」と続けられる。

このように教授は国際連合とは別の基礎の上に世界連邦の構築を想定され ている。同時に教授は国際連合に第二院設置の必要性についてしばしば言及 される。既存の総会を第一院と考えるところから第二院と呼ばれるのである が、人民議会とも呼ばれることもある。すなわち、世界人類を代表する人間 代表としての議員によって構成される第二総会のようなものを新設しようと するものであるが、教授は「新世界会議の企画理事会の会員である、在広島 地球市民登録本部の本部長小谷鶴次の考えるところでは, 『世界平和維持者 としての国連を強化する最良の方法は、平和・環境および人間福祉の諸目的 を表わす人民議院を国連の中に設けることであります」 と述べている。 し かし、国際連合の改造の方法については消極的な賛成であることについては 以下のことからも明らかである。「国際連合の改造による世界連邦というこ とには反対するほどの理由もないので、私もこの方式に賛成して、そのため の構想も考えた。丁度、私が世界人民議会の議長を務めていたときでもあっ たので、私の名前で私の提案を国際連合の事務局へ届けた。しかし、このよ うな新しい提案については、国際連合加盟国の方から出してもらった方がよ い、ということであった。けれども私としては、加盟国の手を通すことがは たして得策であるか不安を抱いたしとある。現在の総会のほかに世界人民議 院に当たるようなものを設ければ、現在の総会の力を牽制することになり加 盟国はよい顔をする筈ないと判断され、加盟国に頼らずに人民の力に訴える 方が効果的であると考えられたわけである。

⁽²²⁾ 前掲書『海外事情から世界連邦へ』150頁。

⁽²³⁾ 小谷鶴次『思い出から平和の構築へ』晃洋書房, 1995年, 171頁。

⁽²⁴⁾ 小谷教授が国連改造よりもむしろ人類自らの手で国連とは独立に世界連邦を創設する途を 歩む方に重点が置かれていることについては、加藤俊作教授も指摘されているところである。 『世界連邦新聞』1997年8月号(第484号)参照。

⁽²⁵⁾ 前掲書『思い出から平和の構築へ』190-191頁。

⁽²⁶⁾ 前掲書 191頁。

国連の改造による世界連邦の構築、とりわけ第二院の設置について、教授は、反対するほどの理由もないので賛成するとされるのであるが、如何なる根拠規定に基づいて考えておられるのであろうか。従来2つの別の方式が主張されていた。一つは憲章第22条「総会は、その任務の遂行に必要と認める補助機関を設けることができる」とする規定を適用しようとするものである。この点に関して、教授は「これによれば、総会の決議によって、国連機構の内部改造という形で、いわゆる拒否権にも煩わされることなく、比較的簡単に人民議会が設けられることになる。しかし、この場合は総会の補助機関を設置するのであるから、これによる人民議会が、はたして総会と対等の資格をもつ本格的な第二院たるにふさわしいものとなりうるのか、という疑問が生ずるのである」と否定的である。補助機関は、その本体となる機関の任務遂行に必要なものという前提に立ち、本体に従属するものであり、それと対等の資格でその機関に拘束を加えたり、また独自の名の下で行動することができないわけである。

もう一つの方式は憲章第109条または第108条を適用して独立機関を設けようとするものである。まず第109条の国連憲章の再審議についての機会を予定した同条の適用による憲章改正の途であるが、教授は、「この第109条は国連憲章の設立時に関係国間で十分な合意が得られないままに発効することになった事項を中心として国連成立後に再検討をしようとするもので、表面上は第10回総会までのことを予定しているにすぎない。現在においてこれを援用できるかということについては疑問がないわけではなく、また、この手続によって憲章に変更を加えようとしても、常任理事国の同意を要するという意味で拒否権が介在することになっていて、必ずしも簡単に人民議会の設置が認められるというわけではない」と主張される。このようなことから、総会と並んで第二院としての人民議会を設けようとするには、再審議による場

⁽²⁷⁾ 前掲書『戦争放棄から世界連邦へ』197頁。

⁽²⁸⁾ 前掲書『思い出から平和の構築へ』209-210頁参照。

⁽²⁹⁾ 前掲書『戦争放棄から世界連邦へ』197頁。

合と同様な手続を想定している「憲章第108条による通常の改正の途をとるのが適当ではないかと考えられる」と述べられる一方、「しかし、常任理事国による拒否権に阻まれるのみならず、国家本位のものとして国連を成立させている一般の加盟国が、国家に対立する人類の立場を素直に容認するものであろうか、という不安をぬぐいきれないのである」とその実現の困難性について指摘される。

ところで、世界連邦への障害について、上記の手続面とは別に、教授はどのように把握されているか。「戦争による国民の被害がなくなるということで世界の人類がすべて世界連邦の成立に賛成する筈であるが、現在の国家主権を担当している人たちは、その特権的な立場を失うことになるので必ずしも世界連邦に賛成するとは限らない。ここに世界連邦実現にとっての最大の障害があるのである」(傍点筆者)とされる。また、伝統のある先進諸国が主権的独立を維持しようとするだけでなく、新興の発展途上国が先進国に対抗して独立意欲を大いにもやしているときであり、この情勢も世界連邦の樹立に有利なものではなく、また先進国と発展途上国とは社会・経済に格差が著しいことから両者の一体化を計ることは容易ではなく、さらに自由主義諸国と社会主義諸国との一体化についても類似のことがいえるとして、「諸国の主権的対立のもとをなしているともいえる社会・経済的な格差・相違に対して、人類利益の観点からある程度の調整を計らなければ、真の世界連邦の成功は望めないであろう」。と世界連邦への実体的な障害について指摘されている。

以上のような世界連邦構築への困難性と障害を前にして、教授は「下からの力」を強調して以下のように論じられる。「世界連邦こそは現在の国家形体に修正を加えようとするもので世界的な大変革をもたらす。それは史上に

⁽³⁰⁾ 前掲書 197-198頁。

⁽³¹⁾ 前掲書 198頁。

⁽³²⁾ 前掲書 87頁。

⁽³³⁾ 前掲書『海外事情から世界連邦へ』166-167頁。

おける大革命に優るとも劣らない重大な変革にほかならない。過去の大革命が人民という下からの圧力によってなしとげられたように、世界連邦の成立もまさに下からの力によらなければ達成されそうにないものである。」そのために「人心の変革」があるとされるのである。そして、それをめざしての「世界的な教育が必要」となるとされ、これを通じて人類意識、地球市民意識、人類の連帯感が生じてくる筈であり、世界連邦はこの「人間としての世界的意識が成熟しなければ実現できないといわねばならない」と説かれるのである。

Ш

小谷教授は世界連邦の実現にとって、世界の一体化、人類意識の醸成を強調される。ミニマリズムかマキシマリズムか、国連の改造によって実現するのかそれとも国連とは別の基盤に基づいて行なうのか、というような議論も重要であるが、まずそれよりも先に実現のための条件が整っているかどうか問題になるであろう。その実現は遠い先であるとしても国際社会にそのような気運が存在するのかどうか考察しておく必要があろう。

この点に関して注目されることは、国際関係が敵対的な関係から国際協力的な関係に発展していることである。ローマ法王と神聖ローマ皇帝の普遍的な権威を頂点とした統一的な共同体が崩壊して、16・7世紀頃にヨーロッパに国家が出現した。現在、国家は200近く存在しているが、このような国家を基本的な構成単位とする国際社会は人類史の中でせいぜい400年位の歴史しか有していない。

まず登場した国家は君主が絶対的な権力をもつ絶対主義国家で、当時の国家間の関係は基本的には敵対的な関係であった。その後、1789年のフランス

⁽³⁴⁾ 前掲書『仙台・広島で平和を考える』62頁。

⁽³⁵⁾ 前掲書『海外事情から世界連邦へ』172頁。

⁽³⁶⁾ 前掲書『仙台・広島で平和を考える』67頁。

⁽³⁷⁾ 前掲書『思い出から平和の構築へ』188頁。

⁽³⁸⁾ 前掲書 202頁。

革命に代表される市民革命を経て、国際会議の開催や「国際行政連合」の設立に見られるように国家間の協力関係が押し進められた。しかし、1870年代から第1次世界大戦までの期間を「帝国主義の時代」と呼ばれるように、国際社会は協力・協調よりか対決・敵対を基調とするものであった。

第1次世界大戦後創設された国際連盟は、人類が始めて手にした世界的規模の包括的・総合的な目的と任務をもつ国際協力としての普遍的一般的国際機構であった。さらに、第2次世界大戦を契機として、連盟より一層発展した国際連合が創設された。国連憲章は戦争の違法化とともに経済的・社会的・文化的・人道的諸問題に関する国際協力を規定している。その後(1970年)、国連総会は「国際連合憲章に従った諸国家間の友好関係と協力に関する国際法の諸原則についての宣言」(友好関係宣言)を採択し、国家間の友好関係・協力に関する国際法原則(7原則)を掲げ、その一つとして「憲章に従って、相互に協力する国家の義務」を定めている。このように、国際関係は国際法上の国際協力義務の存在に示されるように敵対的なものから国際協力へと向っている。

また、人類概念が環境や資源問題を中心に登場してきていることに注目されるであろう。1972年に国連人間環境会議がストックホルムで開催されたが、その際のスローガンは「かけがえのない地球(only one earth)」で国家を越えた「宇宙船地球号」の意識の下に開催された。また、1970年に国連総会が採択した「国の管轄権の及ぶ区域の境界の外の海底およびその地下を律する原則宣言」(深海底原則宣言)は深海底・その下とその天然資源を「人類の共同の財産(common heritage of mankind)」と規定した。また、1966年の「月その他の天体を含む宇宙空間の探査及び利用における国家活動を律する原則に関する条約」(宇宙条約)は「平和的目的のための宇宙空間の探査及び利用の進歩が全人類の共同の利益」(前文)と定め、また1979年の「月その他の天体における国家活動を律する協定」(月協定)は月とその天然資源は「人類の共同の財産」であるとしている。

さらに留意さるべきは、1970年のバルセロナ・トラクション事件において、 国際司法裁判所は、他国に対して生じる相対的な義務のほかに、問題となる 権利の重要性からあらゆる国が法的利害関係を有する国際社会全体に対する 義務(obiligations erga omnes:対世的・普遍的義務)が存在することを 指摘した。そして後者の国際法上の義務として、侵略行為、ジェノサイド、 奴隷制度、人種差別の廃止をあげている。伝統的国際法の下においては国際 法上の義務はもっぱら国家の特定の国家に対する義務を意味したが、現代国 際法においては2国間の権利・義務関係ではとらえきれない個別国家の利益 を越えた国際社会の一般的利益という認識にもとづく普遍的義務の存在がみ とめられている。こうした展開の中で、1980年に国際法委員会が第一読会を 終えて暫定的に採択した国家責任に関する条文草案は,国際社会の基本的利 益の保護に不可欠な義務として,(a)侵略の禁止,(b)植民地支配の力による 樹立または維持の廃止、(c) 奴隷制度、ジェノサイドおよびアパルトヘイト の禁止、(d) 大気または海洋の大量の汚染の禁止、をあげて、これらの「重 大な違反 | は国際犯罪を構成するものとしている (第19条)。国際犯罪概念 は国際社会全般の法益・利益の存在を前提にする概念である。さらに、1969 年に採択された「条約法に関するウィーン条約」(条約法条約)は「締結の 時に一般国際法の強行規範(jus cogens)に抵触する条約は、無効である」 (第53条)と規定するとともに「一般国際法の新たな強行規範が成立した場 合には、当該強行規範に抵触する既存の条約は、効力を失い、終了する | (第64条)とした。この強行法規の存在は国際公序(international public order)の観念が認められていることを意味し、現在では国際法規の中に階 層性が存在していることを示すものである。

ところで、コフィー・アナン国連事務総長が1997年7月16日に国連総会に提出した「国連の再生:改革に向けたプログラム (Renewing the United Nations: A Programme for Reform) の中で、事務総長は国連と「市民 (39) A/51/.... (14 July 1997).

社会(civil society)」のつながりに関して論じた箇所で、「国家以外の行動 主体の台頭は、私たちの国際環境の変化にますます大きな影響を及ぼしてい る。非政府機関(NGO)は、『市民社会』と呼ばれるもの、すなわち、社会 運動が目標、指示層およびテーマ別利害を中心に自らを組織する領域を、もっ とも明確に表象している。こうした運動は、女性、青少年、先住民等、特定 のグループを含んでいる。その他の行動主体の中にも、国内的・国際的課題 の形成にますます重要な役割を演じているものがある。こうした行動主体と しては、地方自治体、マスメディア、財界・産業、専門協会、宗教・文化団 体、および、有職・研究者団体があげられる と記している。そして、経済 社会理事会によって協議団体の地位を与えられた非政府機関の数も、1948年 の41団体から、1968年には377団体、さらに現在では1,200団体へと急激に増 加していることを指摘するとともに「行動(Action)17」のbにおいて、 「国連の本質的部局すべてに、NGO連絡担当官を置き、市民社会の国連に対 するアクセスを改善する。適当な場合、個別レベルにおいて、国連システム は、政府および市民社会との3者協力の機会を増大させるべきである | と提 言している。国際関係はかっては国家機関の独壇場であったが、今日では民 間団体の荷う役割は極めて大きくなっている。このように、小谷教授の「下 からの力 | は今後ともますます大きくなるものと考えられる。

しかし、アナン事務総長の国連改革に関する包括的報告書も、国家間の協力としての国家主権を基本としたもので、第2院の創設をはじめ国家を越えた権力体としての国連を構想したものではない。その意味で世界連盟の実現への道は厳しいものといわざるをえない。しかし、事務総長は西暦2000年の国連総会を特別「千年期総会(Millennium Assembly)」とするとともに市民社会の代表に対して「人民の千年期総会(People's Millennium Assembly)」の開催を呼びかけていることは注目されるところである。文面からす

⁽⁴⁰⁾ Paragraph 207.

⁽⁴¹⁾ Paragraph 211.

⁽⁴²⁾ Paragraph 91.

れば恒常的なものとしてではなく、またその具体的な構想や手続などはまったく示されてはいないが、このような提案が出された背景には、国際社会の 緊密化、一体化、組織化を踏まえられていることは十分明らかであると考え られる。

(以上)